

注意事項

印鑑登録の申請方法について

- 印鑑登録をされる方は、登録する印鑑を必ずお持ちください。
- 申請は、本人が自らしなければなりません。
やむを得ない理由により代理人が申請する場合は、本人が自署及び押印した委任の旨を証する書面(委任状)が必要です。
- 満 15 歳未満の者は、印鑑登録を受けることができません。
- 成年被後見人は、成年後見人の同行があり、印鑑登録の意思表示が認められる場合は登録可能です。
(必要書類は別途お問い合わせください)
- ゴム印、既製印等登録できない印鑑がありますので、ご注意ください。

すぐに登録できる方

本人自ら申請に来て、次の書面のいずれかを提示し、その場で本人であることが確認できた場合。

- ① 官公署の発行した有効期限内のマイナンバーカードや運転免許証やパスポート等の本人確認書類
(本人の写真が貼付されたもので、写真に浮き出しプレス、せん孔、公印等による認印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものに限る。)
- ② 東京都内の区市町村において印鑑登録を受けている方が保証人として、申請書の保証書欄に署名及び登録済印鑑の押印をされた場合。

なお、上記②で保証人が狛江市の方以外の場合は発行日が3カ月以内の保証人の印鑑登録証明書が1通必要です。

すぐに登録できない方(照会書による登録の方法)

- 本人が自ら申請する場合でも、官公署が発行した運転免許証等又は保証書(上記①、②参照)の提示がされないとき。
- 印鑑登録の申請を代理人に依頼したとき。(その際は登録印、委任状をお持ちください。)
以上の場合は、申請後照会書を発送しますので、回答書欄に必要事項を記載し、登録印を押印して照会の日から起算して 30 日以内に持参してください。

委任の旨を証する書面(委任状)の見本

※委任状は便箋等の用紙に委任者本人が書いてください。
訂正された場合、受理できないことがありますので、用紙を改めて書き直してください。

印鑑登録証(旧)及びこまえ市民カード(兼)印鑑登録証から印鑑登録証(新)への交換について

- 申請には、印鑑登録証(旧)及びこまえ市民カード(兼)印鑑登録証は必ず必要です。
こまえ IC カードもお持ちであれば、あわせてお持ちください。
- 代理人による申請は受付できません。

<問い合わせ先>

狛江市市民生活部市民課 TEL03(3430)1111(代表)

委 任 状	
代理人 住所	
氏名	
生年月日	
私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任	
しま	見 本
私に係る印鑑登録申請に関すること	
年 月 日	
委任者住所	
氏名	Ⓜ(登録印)
狛 江 市 長	